

**社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室関係**

—

介護福祉士の資格取得方法の見直しの施行延期等について

介護福祉士については、平成19年の制度改正により、資格取得方法を見直し、実務者研修の義務付け（実務者ルート）及び国家試験の義務付け（養成施設ルート）について、平成27年度からの施行を予定していたところであるが、依然、介護人材の確保が困難な状況が続き、今後の経済状況の好転による他業種への流出懸念が高まる中で、介護業界への入職意欲を削がないようにし、幅広い方面から人材を確保するための方策を講じる必要性が高まっているところである。

このため、医療・介護推進法案において、介護人材の確保のための方策について、1年間という期間を区切って検討を行うこと（検討規定）とともに、介護人材の確保が困難な状況を踏まえ、介護福祉士の資格取得にかかる実務者研修の義務付け（実務者ルート）及び国家試験の義務づけ（養成施設ルート）の施行時期を1年延期することとしている。

具体的な検討は、同法案の成立後となるが、各都道府県等におかれても、検討の経過を注視され、必要な対応を図られたい。

介護福祉士の資格取得方法の見直しの施行延期等について

介護人材の確保が困難な状況を踏まえ、介護福祉士の資格取得にかかる実務者研修の義務付け(実務者ルート)及び国家試験の義務づけ(養成施設ルート)の施行時期を延期するとともに、介護人材の確保のための方策についての検討を行うこととする。

現状と考え方

- 平成19年の制度改革により、資格取得方法の見直しを実施。実務者研修の義務付け(実務者ルート)及び国家試験の義務づけ(養成施設ルート)が平成27年度から施行予定。
- しかし、依然、介護人材の確保が困難な状況が続き、今後の経済状況の好転による他業種への流出懸念が高まる中で、介護業界への入職意欲を削がないようにし、幅広い方面から人材を確保するための方策を講じる必要性が高まっている。

今回の対応

以下の2点について、改正法案に盛り込むこととする。

- 1 介護人材の確保のための方策について、1年間をかけて、検討を行うこと(検討規定)
- 2 資格取得方法の見直しの施行時期を1年間延長すること

介護福祉士の資格取得方法に関する動き(社会福祉士及び介護福祉士法の改正の経緯)

【平成19年度改正】

介護福祉士の資質向上を図る観点から、一定の教育課程を経た後に国家試験を受験するという形で資格の取得方法を一元化。
(平成24年度からの施行を予定)

	実務経験ルート	養成施設ルート
改正前	・介護業務の実務3年を経て、国家試験を受験。	・養成施設(2年以上)の卒業のみで介護福祉士の資格を取得。
改正後	・実務3年に加え、600時間以上(6か月以上)の実務者研修の受講を義務づけ。	・教育内容を1,650時間の課程から1,800時間の課程に充実するとともに、新たに国家試験を義務づけ。

【平成23年度改正】

施行延長と環境整備を図るため、次のとおり改正。

	実務経験ルート	養成施設ルート
改正内容	<ul style="list-style-type: none"> ・施行を平成24年度から27年度に3年延長。(法律) 理由：①新たな教育内容(たん吸引等)の追加、②受講支援策の充実 ・研修時間を600時間から450時間(たん吸引等50時間含む)に見直し(省令) ・働きながらも研修を受講しやすい環境の整備。(省令等) ①通信教育の活用、②過去に受講した科目を読み替える仕組みの導入、③受講費用の支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ・施行を平成24年度から27年度に3年延長。(法律) ・新たな教育内容(たん吸引等50時間)の追加により、研修時間を1,800時間から1,850時間に見直し。(省令)

【今般の見直し(案)】

介護人材の確保が困難な状況を踏まえ、介護福祉士の資格取得にかかる①実務経験者に対する実務者研修の義務付け、②養成施設卒業者に対する国家試験の義務付けの施行時期を1年延期するとともに、介護人材確保の方策のための方策についての検討を行う。
(平成27年度→平成28年度に施行を延期)